

# 集合納税の納付が 6月から始まり ます

市町村合併に伴い、平成17年度から旧町村の納税方式は、旧佐伯市で採用していた集合納税方式に統一します。

集合納税は、市県民税、固定資産・都市計画税、国民健康保険税を合計した年税額を、6月から翌年3月までの10期に分けて納付する納税方式です。

## 集合納税の対象税目

- ・市県民税（普通徴収）
- ・固定資産・都市計画税（個人）
- ・国民健康保険税

※固定資産・都市計画税は、平成17年度に限り、住民登録地以外の旧市町村に所有する土地や建物は集合納税の対象になりません。別途納付書をお届けします。

## 納税通知書の送付

平成17年度の納税通知書は6月中旬に各家庭、事業所へ郵送します（納付書は10期分

を一括送付します。

## 納付方法

- 納税組合納付  
納税組合を通じて納付する人は、地区の方式に従って納付してください。
- 窓口納付  
郵便局を除く金融機関および本庁・振興局の窓口で納付してください。
- 口座振替納付  
納期日に、指定された預貯金口座から自動的に引き落とされます。

### ◆集合税・軽自動車税の納期限

税目	納期										
	-	1期 (全期)	2期	3期	4期	5期	6期	7期	8期	9期	10期
集合税	市県民税	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
	固定資産税・都市計画税	-	月末	月末	月末	月末	月末	25日	月末	月末	月末
	国民健康保険税	-	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末	月末
軽自動車税	5月末	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

※納期限が土・日・祝祭日の場合はその翌日となります。

### お得な全期前納報奨金制度

納付書にある年税額の合計額を6月（1期）の納期限内に一括納付すると全期前納報奨金制度が適用され、報奨金を差し引いた金額で納付することができます。ただし7月以降に一括納付しても報奨金の対象にはなりません。  
※国民健康保険税は報奨金制度の対象になりません。

### 口座振替（自動払込）は便利で安心です

口座振替による納付は、金融機関等の窓口に行く手間がはぶけ便利です。また直接、現金を扱わないため安心です。手続きは、本庁および各振興局、郵便局を含む市内金融機関で行えます。

- 手続きに必要な物  
預金通帳／通帳印／納付書

### 軽自動車税の納め忘れはありませんか？

▼納税に関する問い合わせ…本庁税務課納税係（☎22-3182）  
または各振興局税務係

## 集合納税の特徴

支出計画がたてやすく支払いやすい  
・3種類の納付書がひとつにまとめられ、毎月の納付額が確定し、ほぼ同額になります。